

株式会社定款モデル2

(取締役3名以上、取締役会及び監査役を設置する中規模会社の参考例)

〇〇株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇株式会社と称し、英文では、〇〇 Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

(1) 〇〇の製造、販売

(2) 〇〇の輸入、輸出

(3) . . .

(4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第5条 当社には、取締役会及び監査役を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡によって取得するには、当社の承認を要する。ただし、当社の株主が取得する場合は、この承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令に定めのある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をするには、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、2週間前までに法令の定める公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長が招集する。社長に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会の招集は、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する方法により行う。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに招集通知を発してこれを行う。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領その他法務省令の定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任

期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を定める。

2 代表取締役を社長とし、社長は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3 取締役会は、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集等)

第23条 取締役会は、法令に特別の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、法令に特別の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

3 取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、当該提案につき決議に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領その他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、取締役又は取締役であった者の会社法423条1項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令の定める要件に該当する場合には、取締役会の決議により、会社法425条1項の定める範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

第28条 当会社の監査役は1名とする。

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の日までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年△月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年〇月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 剰余金の配当又は中間配当が、支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第36条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金2000万円とする。

(設立に際して発行する株式)

第37条 当社の設立に際して発行する株式の数は2000株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(最初の事業年度)

第38条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成〇年△月31日までとする。

(設立時役員)

第39条 当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役 ○○○○, ○○○○, ○○○○

設立時監査役 ○○○○

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及び払込金額)

第40条 発起人の住所、氏名、割当を受ける株式数及び払込金額は、次のとおりである。

東京都〇〇区△△ 〇丁目〇番〇号

○○○○ (氏名) 1500株 金1500万円

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

○○○○ (氏名) 500株 金 500万円

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

発起人 ○ ○ ○ ○ 印

発起人 ○ ○ ○ ○ 印